

給与収入のみである旨の申立書

この度、健康保険の扶養認定を受けようとする者の収入について、提出した労働契約書等に基づく給与収入のみであることを申し立てます。

記

1. 収入は「給与収入のみ」であり、給与収入以外の収入（※）はありません。
※収入とは、事業収入、年金収入、不動産収入、利子・配当収入、譲渡収入など全ての収入を含みます
2. 労働条件通知書（雇用契約書）に基づき、契約内容どおりの収入であることを確認します。
3. 本申し立てが事実と相違している場合は、被扶養者資格を遡って取り消しされること、貴健康保険組合が負担した医療費及び給付金を当該期間の全てにわたり返還することに異存ありません。
4. 今後、年金受給の開始や雇用契約内容の変更等により収入が変動し収入要件を超える場合には、速やかに貴健康保険組合に報告し、扶養削除等の必要な手続きを行います。

以上

記入日 令和 年 月 日

保険証の記号 番号

被保険者署名 印

被扶養者署名 印